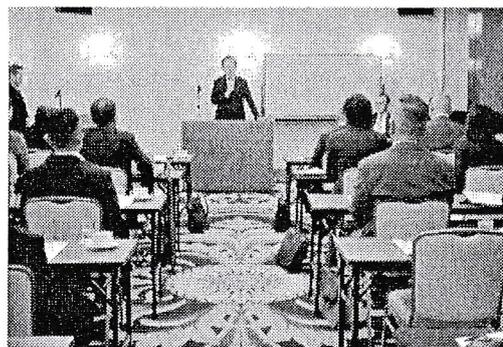


健取団

新年総会を開催、顧問が法律講座

労働法規など解説、提携事例紹介も

健康関連取引適正事業（事務局長・名古屋）を開き、市東区、赤堀真二理事（長）は1月20日に新年総会（会場：KKRホ）販売の加盟企業と住宅



1月20日に開催した新年総会で、顧問弁護士および税理士による知識講座などを実施（写真①の中央奥にあいさつする赤堀真二理事長）

権を代理された専務理事主体の開催となる旨が告知された。

獲得に積極的な加盟企業の要望も踏まえ、講座で取り上げることにしたという。

知識講座では、顧問の竹田卓弘弁護士（竹田卓弘総合法律事務所所長）が、今年に改正

11月までに施行されるフリーランス新法については、事業者から

・施行される労働基準法施行規則とフリーランス新法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）のポイントについて説明。

果物受領後60日以内の支払い義務などを説明。違反した場合は報告徴収、立入検査などの対象となり、罰金（50万円以下）の対象になるとした。業界では、宣伝講習販売の会場で商品説明などを請け負う外部講師などが

4月より、労働契約法における条件の明示・説明事項が追加される労働基準法施行規則は、就業場所や業務の変更の範囲、有期契約の場合の更新上限有無の内容、有期契約更新

対象になり得る模様で、「（新法への）理解を深める必要がある事業者が（加盟企業の建物に被災した場合に）いる」（赤堀理事長）ことから取り上げられた。

同じく顧問の加藤久也税理士（加藤税理士事務所所長）は、23年度の税制改正で見直された相続税と贈与税に

ついて解説。年110万円の基礎控除が設けられたことや、土地・建物が被災した場合に価額を再計算できるようになったことなどに触れた。

業務提携事例は、専務理事で、住宅関連事業のデイステック社・廣瀬英明CEO兼会長から、他の加盟企業の

対象になり得る模様で、「（新法への）理解を深める必要がある事業者が（加盟企業の建物に被災した場合に）いる」（赤堀理事長）ことから取り上げられた。

宣伝講習販売会場での社のサービスを案内している事例が紹介された。業務提携は8年近く前にスタート。会場の来場者は、自宅購入から期間を経て補修・リフォームを必要とする顧客も少なくなく、契約に結び付いているという。

・ 訪販ニュース社 2024年2月1日号

2024年 2月 2日



健康関連取引適正事業団 事務局